

平成26年度私立大学関係税制改正に係る最重点要望

日本私立大学団体連合会
日本私立短期大学協会
日本私立高等専門学校協会

平成26年度税制改正に当たって、私立大学等に係る税制改正に関して、次の事項を最重点要望事項として要望いたします。

【最重点要望事項】

□ 学校法人に対する寄附促進のための措置の拡充

＜要望事項＞

○個人からの寄附にかかる税額控除の対象となるための要件撤廃

寄附金に係る税額控除を受ける認定要件については、創意工夫ある教育による多様な人材育成やボランティア活動の拠点として活躍するより多くの私立学校が制度を活用できるよう、要件の撤廃を図る。

特に、個人からの寄附にかかる税額控除の要件（PST要件）撤廃については、与党の「平成25年度税制改正大綱」において「寄附金税制については、そのあり方を総合的に検討する」とされたことを踏まえ、今こそ、その実現がなされる必要がある。

平成23年度の税制改正により、学校法人に対する個人からの寄附への税額控除制度が導入され、国民の幅広い層からの寄附を促す観点から画期的な制度の拡充が実現して、各私立学校は、本制度を活用しながら、より幅広い市民からの寄附を得られるよう、制度の普及に努めている。

しかしながら、その際、税額控除を適用するための要件として寄附者の実績の要件（3000円以上の寄附が年平均100件以上）などが課せられたため、小規模の大学法人や、幼稚園・小・中・高校法人などが税額控除の要件を満たすことが困難な状況になっている。

学校法人は、設置・運営する幼稚園から大学に至る各段階の私立学校が次世代の国民への教育を通じて国の将来のあり方に大きな役割を果たすなど、学校法人の規模等に関わらず等しく高い公共性を有している。

従って、高い公共性を有する学校法人に対する個人からの寄附金については、本来、税額控除の適用に当たって要件は課せられるべきものではなく、要件の撤廃を行うことが必要。この措置により、幼稚園から大学までの幅広い私立学校において、幅広い層の寄附者の開拓が可能となる。

【重点要望事項】

- 被用者年金一元化法等による私立学校教職員の共済年金の廃止に伴う「年金払い退職給付」制度の創設等に関する所要の措置

＜要望事項＞

- 新たに設ける「年金払い退職給付」制度について、引き続き、現行の職域部分（３階部分）と同様の税制上の措置を講ずること

平成２７年１０月１日に、現行の私立学校教職員共済年金の職域部分（３階部分）を廃止して、新たに設ける「年金払い退職給付」については、私立学校教職員の待遇の適正を図り、私立学校教育の振興に資するため、引き続き、現行と同様の税制上の措置、具体的には、本人負担分掛金の全額を社会保険料控除とするなどの措置を講ずる必要がある。